

プラムポックスウイルスの緊急防除に関する省令及びプラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示の一部改正案について寄せられた御意見及びそれに対する考え方について

- 1 意見・情報の募集の実施状況
実施期間：平成 28 年 12 月 23 日から平成 29 年 1 月 3 日まで
提出意見：2 通（計 4 件）
- 2 御意見及びそれに対する考え方

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	意見公募期間は、12/23-1/03 必着とあるが、募集期間を少なくとも、7日間延ばし、1月10日までとすべきである。	公示資料9で記載したとおり、本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号の「公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。」に該当し、必ずしも事前に案を公示して意見の募集を行う必要はないと考えられますが、国民の皆様から広く意見・情報を伺うことが有益であると考え、同法第40条第1項の規定に基づき必要最小限の期間を設定し、あらかじめ意見・情報の募集を行うこととしたものです。
2	<p>省令、告示では、指定地域の変更がなされているだけで、その条文本体は変わらない。以下について、新たに、条文を追加するか、関連通知で明文化されたい。</p> <p>(1) 植物防疫法に基づく行政命令が最優先されるのではなく、ウメの所有者の意を優先させるべきである。 そのためには、指定について、所有者等や地域住民に対し、科学的な説明会を開催、意見聴取を行い、伐採・抜根を命じられた所有者等に異議申し立ての権利を認めるよう条文追加をなすべきである。</p> <p>(2) p p v 媒介昆虫としたアブラムシについては、農薬使用による駆除の場合、住宅地通知の遵守を条文に明記すべきである。</p> <p>(3) 景観保持や観光を目的に、農薬を散布し、生物多様性や生態系を破壊しないことを条文で強調すべきである。</p>	<p>(1) について 「指定」の意味するところが明らかではありませんが、「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」（平成22年2月17日付け21消安第12215号農林水産省消費・安全局長通知）の第10の2においては、「都道府県等は、植物防疫官が選定した廃棄対象植物の候補について、その所有者又は管理者に対し、廃棄対象植物の廃棄に伴う損失の補償など廃棄の手続について十分な説明を行うものとする。」とされており、ウメ等宿主植物の所有者等からの同意を得るべく努めているところです。 また、当該局長通知の別記様式4に記載しているとおり、廃棄を命じられた所有者等は、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。</p> <p>(2) について 「プラムポックスウイルスの緊急防除の実施について」の第8の2においては、「集中防除の実施に当たって農薬を使用するときは、『住宅地等における農薬使用について』（平成25年4月26日付け25消安第175号消費・安全局長・環水大土発第1304261号環境省水・大気環境局長通知）を十分に踏まえ実施すること」と</p>

		<p>明記しています。</p> <p>(3) について 御指摘のとおり、農薬散布に当たっては、生物多様性や生態系を破壊しないような配慮が重要と考えますので、引き続き、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）や「住宅地等における農薬使用について（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号・環水大土発第 1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）」等に基づく適正な使用を指導してまいります。</p>
3	<p>省令及び告示と植物防疫法第 19 条第 2 項に係わる上記通知には、植物防疫官が、当該防除区域の知事に交付する、感染調査及び廃棄措置に関する協力指示書の記述があるが、関連通知や協力指示書に以下の事項について項目を追加・明記されたい。</p> <p>(1) 住民説明会を開催すること。</p> <p>(2) 感染状況の調査だけでなく、アブラムシの発生状況の調査は、現行の年 1 回でなく、回数を増やして実施すること。</p> <p>(3) アブラムシ対策においては、住宅地通知の遵守を指示し、万一農薬を散布する場合は、当該農薬の一般環境の農薬調査及び生物・生態系調査、人の健康影響調査を実施すること。</p>	<p>(1) について 上記 2 の (1) の回答のとおり、「プラムボックスウイルスの緊急防除の実施について」の第 10 の 2 においては、「都道府県等は、植物防疫官が選定した廃棄対象植物の候補について、その所有者又は管理者に対し、廃棄対象植物の廃棄に伴う損失の補償など廃棄の手続について十分な説明を行うものとする。」とされており、所有者や地域住民の方に対しては都府県の判断により、必要に応じ説明会を開催しています。</p> <p>(2) について プラムボックスウイルスを媒介するアブラムシについては、「プラムボックスウイルスの緊急防除の実施について」の第 8 の 2 において、集中防除を「適期に」実施するものとされており、その前提として、アブラムシの発生状況を日常的に監視しておく必要があります。このため、アブラムシの発生状況調査の回数について、あえて規定する必要はないと考えています。</p> <p>(3) について 国は、農薬取締法に基づき、防除上の効果があり、人や環境への安全性も確保されることを確認した上で、使用方法や使用上の注意事項を定めて、農薬を登録しているところであり、農薬の使用者が調査することは不要と考えます。</p>
4	<p>「東京都あきる野市、青梅市、八王子市及び西多摩郡奥多摩町並びに兵庫県宝塚市の一部の地域で本ウイルスの根絶が確認された」と告示されているが、何をもって根絶と決定したのか。根絶したことを説明する資料等が何も示されていない。また、根絶したという地域（範囲）の地図などの資料もまったく示されていない。内容がまるで分らず判断できず、意見の書きようが無い。この手続きの内容自体が不十分である。しっかりとした内容に改め、適正な日時を設定し、再度意見公募手続きをやり直すべきである。（他の地域に関しても同様である）</p>	<p>プラムボックスウイルスの根絶の確認については、「プラムボックスウイルスの緊急防除の実施について」の第 11 の 1 に定める根絶の確認手続きに基づき、感染植物等の廃棄後、3 年間連続で感染植物が確認されなかったことから、プラムボックスウイルスの根絶を確認したものと判断しました。</p> <p>また、今回防除区域から除外される地域名（大字名）は、今回の意見公募手続において公示された資料において明示されていません。</p>

その他、プラムボックスウイルスの性状等に関する質問が寄せられましたが、これについては、農林水産省消費・安全局植物防疫課から質問者に対し、直接回答いたします。